

個人市民税に係る寄附金受入団体の事務取扱の留意事項について

(美唄市の条例により指定されている寄附金の団体)

1. 個人市民税の寄附金控除の対象

(1) 対象寄附金

所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金（国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。）のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人及び団体に対する寄附金の対象となります。

(2) 対象寄附者

対象寄附金を支払った個人の方で、対象寄附金を支出した年の翌年度以降の1月1日現在美唄市内に住所を有する方が、当該年度の個人市民税の寄附金控除の適用を受けられます。

※ 道民税の控除の対象となる寄附金は、北海道の条例で定めることとされています。

2. 寄附金税額控除の算出方法

次により算出金額が、個人市民税所得税割額から税額控除されます。

個人市民税の寄附金控除額 = (貴団体（法人）に支払った寄附金額※ - 2千円) × 6%

(※ 総所得金額の30%が上限となります。)

【参考1】

個人道民税の寄附金控除額 = (貴団体（法人）に支払った寄附金額 - 2千円) × 4%

※ 貴団体（法人）に対する寄附金が北海道条例で指定されていない場合には、個人道民税の寄附金控除の適用はありません。

3. 寄附をしようとする個人の方に対する周知事項

寄附をしようとする個人の方が、自ら支出した寄附金が寄附金税額控除の対象となるかを容易に確認できるようにするために、貴団体（法人）が条例指定を受けている都道府県及び市区町村の一覧を作成し、寄附をしようとする個人の方に対し交付してください。

4. 寄附金受領後の寄附者に対する周知事項

寄附者に対しては次の①～⑤の事項について、特に周知してください。

- ① 所得税の寄附金控除と住民税の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告をする必要があること。
- ② サラリーマン又は年金所得者で、所得税の確定申告書を提出せず、住民税の寄附金税額控除の適用のみを受けようとする方の寄附金税額控除の申告については、美唄市に対する簡易な申告によることができるものである。
- ③ 申告に当たっては、貴団体（法人）が交付した寄附金受領証明書が必要であること。
- ④ 寄附金を支払った年の翌年1月1日前に、寄附者が美唄市の区域外に転居した場合、転居先の市区町村において貴団体に対する寄附金が条例指定されていない場合は、市区町村民税の寄附金税額控除の適用は受けられないこと。

- ⑤ 寄附時点の所在地の市区町村が貴団体（法人）に対する寄附金を条例指定していない場合であっても、寄附金を支払った年の翌年1月1日前に美唄市の区域内に転居した場合は、市民税の寄附金税額控除の適用を受けられること。

【参考2】

※ 申告において、個人市民税と個人道民税の両方の寄附金控除の適用を受けようとする場合、それぞれ別に申告する必要はありません。1通の申告書で、個人市民税と個人道民税の両方の控除に係る申告を行うことができます。

5. 寄附金を受けた場合の受領証明書等の交付

寄附金を受けた場合には、別紙1の例を参考に、寄附者に対し次の①から④の事項を記載した受領証明書を交付してください。

① 寄附者の住所 ② 寄附者の氏名 ③ 受領した寄附金の額 ④ 寄附金を受領した年月日

なお、受領証明書の交付の際は、必要な事項を記載又は印字した寄附金控除申告書や記載例（別紙2）を受領証明書と併せて交付するなど、寄附者の申告に係る負担の軽減にご協力いただきますようお願いいたします。

6. 寄附者名簿の作成・保存

美唄市に住所を有する個人の方から寄附金を受けた場合は、別紙3の例を参考に、寄附者の住所、氏名、寄附金額及び寄附金を受領した年月日の一覧（以下「寄附者名簿」という。）を暦年ごとに作成し、美唄市税務課に、寄附者名簿を翌年3月15日までに送付していただきますようお願いいたします。

また、作成した寄附者名簿は、7年間保存してください。

【参考3】

※ 寄附金控除申告書の様式や寄附者名簿の記載例などは、市のホームページからダウンロードできます。

7. その他

貴団体（法人）が学校法人又は旧民法法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第115号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第3号に規定される民法法人をいう。以下同じ。）の場合は、寄附者が確定申告等をする際に、貴団体（法人）が特定公益増進法人である旨の証明書の写しを添付する必要がありますので、この旨を上記4の周知事項に追加して周知されますとともに、上記5の受領証明書の交付に併せて特定公益増進法人である旨の証明書の写しを寄附者に交付してください。

なお、旧民法法人が公益社団法人又は公益財団法人に移行した場合、移行後に受領された寄附金については、特定公益増進法人である旨の証明書の写しを添付する必要はありません。（一般社団法人及び一般財団法人に移行した場合は、移行後に受領された寄附金については、寄附金控除の適用を受けられなくなります。）